

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	子ども子育て支援システム過渡期連携(要件定義事前調整作業)		
発注課	子) 保育推進課		
選定事業者	(株)アイネス営業本部		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号 【具体的事由】 本システムは、平成26年より導入しているものであるが、(株)アイネスが開発したパッケージシステムを基本としており、パッケージシステムそのものの著作権は(株)アイネスに帰属するものであるため、他の業者がパッケージシステムの仕様・機能・特性・制約条件及びデータベース構造等を改修することは事実上不可能である。 また、適用開発により札幌市独自に開発した機能、帳票及び他システムとの連携機能等についてもパッケージシステムを基盤として作成されたものであるため、その開発工程における業務分析、設計、製造等は(株)アイネスが行っている。 本業務はこれらのシステムの仕様や、本システムと他システムの現行のデータ連携の情報等の理解を前提に進めるものであり、極めて詳細な専門的知識を要するものであることから、当該業務の履行可能業者は(株)アイネス以外にはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものとする。			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号 (予定価格100万円超の場合に記入)		
出席委員	子育て支援部長 札幌 義章	子育て支援課長 堀井 雄介	
	支援制度担当部長 山縣 浩子	保育推進課長 町田 達哉	
	子ども企画課長 二渡 純一		

決定確認欄	2026年6月30日		
委員長		書記	
支援制度担当部長 山縣 浩子		子育て支援課事務係長 鈴木 美里	

備考1 随意契約の理由は、随意契約ガイドライン（物品・役務契約）を参考に記載すること。